

2020年度 事業計画書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

公益財団法人日本ゲートボール連合

2020 年度事業計画

I. 事業方針

2019 年度は、47 都道府県加盟団体（以下「加盟団体」）を一堂に集めての「非常事態宣言」を皮切りに、「ゲートボール再生プロジェクト」を本格始動しました。

2020 年 2 月に発生した新型コロナウイルスの影響により、一部、計画事業の変更となる部分もありましたが、大学スポーツへの展開では目標を超える 10 以上の大学での活動がスタートしました。また、大学・自治体・警察庁などの新たなパートナーとの共同事業等により、ニューゲートボールに向けた研究・調査、ゲートボールのデジタル化開発、特殊詐欺防犯対策の周知啓発活動、加盟団体への ICT 環境整備や再生事業助成など、従来には無かった新規事業を開始することができました。

プロジェクト 2 年目となる 2020 年度は、この再生プランに対する実効性・信頼性が問われる勝負の年であります。昨年同様、「再生事業の更なる具現化」を最大限に推進するとともに、もう一つの再生である「組織再編」と「受益者負担を基本とした財政再建・既存事業の整理」への対策（根幹治療）の確立を図り、次なるステージ展開へと進めていきます。

日本連合は、これまで以上に、加盟団体とのコミュニケーションを徹底的に行い、プロジェクトをつうじて得ることのできた新たなパートナーをはじめとする外部有識者の意見を積極的に取り入れながら、『ゲートボール“Beyond 2024”構想』の実現に向け、断固たる決意を持って挑んでいく所存です。

なお、日本連合の主たる事業は、日本財団をつうじたボートレースの貴重な収益金からの助成をはじめ、日本スポーツ振興センターやスポーツ安全協会等から支援をいただいで実施（一部申請中）する予定であり、常に経費の見直しを図りながら、これらの資金を有効・適切に活用し、一層の効率的かつ積極的な事業運営を行います。

ゲートボール “Beyond 2024” 構想							
Mission (仮)	JGUと地方組織は、ゲートボールが持つ「誰もが気軽に参加でき、そこに幸福なコミュニティを生み出す、包容力のあるチームスポーツ」の特性を活かし、孤独や分断が広がる今後の日本社会に優れたソリューションを提供する、社会貢献組織となる。						
GBの今日的価値	<ol style="list-style-type: none"> ① 特別な体力・技術が要らない、誰にでも参加できる 開かれたチームスポーツ ② 小スペース、短時間、少人数でプレーできる コンパクトで気軽なチームスポーツ ③ 戦略性が高く、分析・判断・コミュニケーションを駆使する 知的でモダンなスポーツ 						
これまでのゲートボール 限られた高齢者を中心とした「競技スポーツ」 これまでGBは高齢者の健康促進や生きがい、そして仲間や居場所づくりなどの重要な役割を、長い間に渡り果たしてきた。 しかし人々の価値観やライフスタイルが大きく変化した現在、GBも「新たなスポーツに対する欲求」に対応し、その在り方を大きく変化させる必要がある。	次世代にバトンを繋ぐ						
これからのゲートボール 全世代の多様な人々が、様々な形で参加できる 「レジャー&コミュニケーション+競技スポーツ」	<table border="0"> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">小学生</td> <td>子ども時代の体験が後の「愛好者」と「競技者」を生み出す。全世代への普及の基礎・基盤づくり。</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">大学</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「大学スポーツ」の地位を確立する。 ・「大学」を地域でのGB普及の戦略的パートナーとする。 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0ffe0;">ネット & ゲーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代とGBとの最強の「接点」。 ・GBのイメージ転換と新たなGBのブランド構築に積極的に取り組む。 </td> </tr> </table>	小学生	子ども時代の体験が後の「愛好者」と「競技者」を生み出す。全世代への普及の基礎・基盤づくり。	大学	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学スポーツ」の地位を確立する。 ・「大学」を地域でのGB普及の戦略的パートナーとする。 	ネット & ゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代とGBとの最強の「接点」。 ・GBのイメージ転換と新たなGBのブランド構築に積極的に取り組む。
小学生	子ども時代の体験が後の「愛好者」と「競技者」を生み出す。全世代への普及の基礎・基盤づくり。						
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学スポーツ」の地位を確立する。 ・「大学」を地域でのGB普及の戦略的パートナーとする。 						
ネット & ゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代とGBとの最強の「接点」。 ・GBのイメージ転換と新たなGBのブランド構築に積極的に取り組む。 						
地方組織の再生	GBの再生において地方組織の再生は「必須条件」。再生への問題、課題、悩みを共有し、常に前向きに歩み続けることが出来る、力強く、開放的なパートナーの関係を構築する。						

202001 ver.

Ⅱ. 事業【公益目的事業】

1. ゲートボール再生プロジェクト

1) 新たなゲートボールファン拡大に向けた普及活動の創出〔日本財団助成事業〕

再生プロジェクトにおける目標（次頁参照）に向け、2019年度より開始した各事業の成長と継続した新規開拓による拡充を図り、更なる具現化を目指す。また、新たな可能性や展開を見出した際は、実現性や重要性等を考慮しつつ、柔軟かつ即効的に挑戦し、適宜、再生プランの見直し、修正による充実を図る。

- (1) 大学を拠点とした普及活動の実施
- (2) 小学校低学年・未就学児向け教育プログラムの開発
- (3) ゲームバリーエーション（簡易導入版、少人数制）の開発
- (4) 地域特性に応じた普及活動モデルの創出
- (5) IT・AI等の先進技術を利用したコートや用具の開発
- (6) デジタルコミュニケーションとしてのコンテンツの開発
- (7) 広報戦略の強化（マーケティングとブランディング）

大学スポーツへの展開 状況

2019年度			3ヵ年 目標
協議した大学数	ゼミ等での導入	研究での導入	(～2021年度)
23大学	10大学	2大学	30大学

2) 日本連合の再生〔日本財団助成事業〕

- (1) 執行体制の強化
- (2) 事務局内のICT環境の整備
- (3) 既存事業の統廃合と財政赤字の解消

3) 地方組織の再生〔日本財団助成事業〕

新たなゲートボール普及と新規愛好者獲得に向け、加盟団体の実情に沿って企画立案された再生事業への支援を行うとともに、再生事業への更なる集中実施ができるよう、事務局業務のオンライン化による業務・経費削減等、あらゆる面での立て直しを図る。一方、都道府県の枠にとらわれず、地域特性などを組み入れた多様な新組織としての再編を推進する。

- (1) 基盤強化、人材育成、ICT環境の整備、マネジメント支援等
 - ▶ 地方組織再生助成事業（ICT環境等の基盤強化を含む）の実施
 - ▶ 再生プロジェクト全国会議の実施
- (2) 広域的な活動拠点を視野に入れた組織構造の立て直し
 - ▶ 地域ブロック化推進会議（仮称）の実施
- (3) 各地での全国規模の企業・団体による協賛大会の拡大に向けた取り組み

4) 世界戦略の構築〔日本財団助成事業〕

ゲートボール普及国・地域での実状調査と世界戦略の基本計画を立案する。

■ 再生プロジェクトの主要構想

1) 大学スポーツへの展開

ゲートボールを大学の体育授業やサークル化などに導入する道すじをつくり、継続的サポートを行いながら、「大学スポーツ」としての定着を目指す。将来的には、大学を地域の新たな普及パートナーとし、加盟団体との共同・補完による関係性を構築し、多角的な組織構造への発展を構築する。

2) 小学校・未就学児への普及

「8～12歳までのスポーツ経験が、その後の人生におけるスポーツ活動に大きく影響を与える」との学術研究を踏まえ、幼少期から学童期の体験が重要であると考え、普及の基礎づくりとなる小学生・未就学児への普及アプローチの再生を目指す。2019年度から開始した筑波大学との共同研究を主に、学校教育におけるゲートボールの教材開発を推進する。

3) ゲートボールのリメイク・リモデル

高度化した現在のゲートボールは「ゲートボール・クラシック（仮称）」と命名し、伝統を持つ頂点としてカテゴリー化する。一方、ルール・審判実務の簡易化のほか、先進技術を活用した演出強化やファッション性の向上による（する・見られる）楽しさの追求等、ライトユーザー向けのニューゲートボールを創出し、多種多様な楽しみ方ができるゲートボールとしての再生を目指す。

4) デジタルコミュニケーションとしてのコンテンツの開発

インターネットやSNSによる情報発信の強化だけでなく、「ゲーム化」「コミュニケーションツール化」など、多様な形態でのデジタル化を進め、若い世代との接点の創造・増加を目指す。また、ゲームの中の世界観やビジュアルイメージを実際の試合での運営・演出、用語、用具やファッションへと反映させ、リアルなゲートボールへの参加に繋げる。

5) 地方組織の再生

既存加盟団体の単独運営、大学との共同運営など、従来の都道府県枠にとらわれることなく、加速的に進化する現在のオンライン社会や新たなニーズに対応できる組織としての再編を目指す。

6) イメージ転換とブランディング

上記の各課題解決策を推進しながら、日本社会に定着したネガティブなイメージを払しょくさせ、「知的で優雅な現代的スポーツとなったゲートボール」や、「ゲートボール界が優れたソリューションを提供する社会貢献組織である」ことへのブランディングを構築する。

2. 普及および振興

1) 学校スポーツとしての育成

- (1) 中学・高等学校でのゲートボール活動支援
部活動・クラブ活動としての定着を目標に、最長3ヵ年にわたり、用具や活動経費の一部支援を行う。
- (2) 全国高等学校ゲートボール選手権大会〔スポーツ安全協会助成事業〕
▶ 開催地・期日等は別表2参照。
- (3) 全国ユースゲートボール連盟への活動支援

2) 日本発祥スポーツとしての海外普及〔日本財団助成事業〕

- (1) 指導者や審判員等の海外派遣
- (2) ゲートボール用具や刊行物等の寄贈

3. 全日本選手権大会およびその他の競技会の開催

1) 全国大会の開催

- (1) 全日本ゲートボール選手権大会〔スポーツ振興基金助成 申請中〕
- (2) 全国選抜ゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
- (3) 全日本世代交流ゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
- (4) 全国ジュニアゲートボール大会〔日本財団助成事業〕
▶ 開催地・期日等は別表2参照。

【検討内容】 受益者負担をベースとした実施内容（大会数、規模、競技方法、参加料等）の見直しを行い、今後の方針を策定する。

2) 地域選手権大会の主催と都道府県大会への開催支援

- (1) 地域ゲートボール選手権大会（ジュニア、ミドル、スーパーシニア含む）
- (2) 都道府県ゲートボール大会（日本連合主催全国大会の都道府県予選会）

4. 国民体育大会の実施

- (1) 第75回国民体育大会（公開競技）
▶ 開催地・期日等は別表2参照。
- (2) 国民体育大会予選会（10地域）の開催支援
- (3) 2021年度以降の国民体育大会の開催準備

【検討内容】 2020年度は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」）による改革第4期の正式種目等の実施競技選定（書面調査およびヒアリング調査）が行われる。本結果に基づき、国体実施の重要性等を考慮しながら、本事業における今後の方針を決定する。

<第2期>		<第3期>		<第4期>	
年	開催地	年	開催地	年	開催地
2019年	茨城県行方市	2023年	佐賀県	2027年	長野県（予定）
2020年	鹿児島県指宿市	2024年	滋賀県（内定）	2028年	群馬県（予定）
2021年	三重県松阪市	2025年	青森県（予定）	2029年	島根県（予定）
2022年	栃木県那珂川町	2026年	宮崎県（予定）	2030年	未定

5. 国際的競技会の開催と代表チームの選考および派遣、ならびに外国チームの招聘

(1) 第8回アジアゲートボール選手権大会の開催〔日本財団助成事業〕

▶ 開催地・期日等は別表2参照。

(2) 国際大会・交流会等への日本チームの派遣〔日本財団助成事業〕

(3) ワールドマスターズゲームズ2021 関西の開催準備

6. 競技規則の周知徹底

7. 指導者の養成

(1) 指導者研修会の実施〔日本財団助成事業〕

(2) JSPO 公認ゲートボール指導者（コーチ1）の養成

【検討内容】 JSPO と各スポーツ中央競技団体が一体となって、統一された理念と一貫した養成システムによって実施される協同認定事業「JSPO 公認スポーツ指導者制度」の段階的な全面改正に合わせ、日本連合が担う専門科目の実施内容（カリキュラム、教本、料金等）の見直し、改正を進める。改正移行期間は2023年3月末まで。

8. 審判員の養成および認定

(1) 審判員資格の試験、登録、ならびに登録更新の実施

▶ ジュニア・ユース世代への資格取得促進（登録料免除）の継続

(2) 国際審判員資格の試験、登録、ならびに登録更新の実施

(3) 全国大会等の開催地での審判研修会の実施〔日本財団助成事業〕

9. ゲートボール器具・用具の研究開発および認定

(1) 安全検査に合格したスティックやボールに関する認定制度の実施

【検討内容】 認定に対する有効期限の導入。

10. ゲートボールに関する刊行物の発行

(1) 書籍「競技規則・審判実施要領」、「ルールの解説 Q&A」の発行

(2) 「ゲートボール Navi 2020」の作成配布〔スポーツ振興くじ助成 申請中〕

▶ 2021年2月頃：55,000部予定

11. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 1) 功労者等の表彰
 - (1) ゲートボール功労賞（被表彰者は各団体1名）
 - (2) 健康功労賞（各団体1名～8名とし、200名を基準とした比例配分）
 - (3) 審判員功労賞（各団体最低1名とし、100名を基準とした比例配分）
 - 2) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）のほか、官公庁・自治体等の公的機関および関連団体が開催する各種ゲートボール大会への後援協力等
 - 3) ゲートボール活動における事故予防・防止に向けた啓発活動等
 - (1) ゲートボール活動中（競技会や講習会等）における事故状況の収集と予防・防止に向けた啓発への取組み
 - (2) 見舞金の対応
 - 4) アンチ・ドーピング教育・啓発活動
 - (1) 全日本選手権大会出場選手への関連資料の配布および e ラーニング受講への取組み
 - (2) アンチ・ドーピング研修会の実施
 - (3) アウトリーチプログラム（参加型普及啓蒙活動）の実施
 - (4) 日本連合主催全国大会における競技プログラム等の理念広告の掲載
 - (5) 日本連合主催全国大会における横断幕の掲示
 - 5) 広報
 - (1) ウェブサイト及び関連公式 SNS 等の充実
 - (2) 加盟団体による情報発信への支援
 - (3) 通信衛星放送による番組「JLC スーパーゲートボール」の制作と放映
 - 6) その他
 - (1) 会員データシステムの整備
 - (2) 寄付金・賛助金および協賛企業等の募集強化
 - (3) スポーツ団体ガバナンスコード＜NF 向け＞への対応
スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としての「スポーツ団体ガバナンスコード（2019年、スポーツ庁策定／別表3参照）」の実効的な運用に向けた整備をすすめる。
 - ▶ ガバナンスコード適合状況についての自己説明と公表の実施（年1回）
 - ▶ 適合性審査への準備（4年に1回で、日本連合は2022年度の実施予定）
 - ▶ 加盟団体に対するガバナンスコードへの対応方針の決定（別表4参照）
 - (4) 定時評議員会、理事会、その他必要に応じた各種会議の開催
 - (5) 国際ゲートボール組織（世界・アジア）の事務局業務の受託

【別表1】審判員・指導者・事故予防登録者別 対象人数（見込み）

年度	審判 / 受験	審判 / 更新	指導者 / 受験	事故予防登録者
2016	3,035 人	27,133 人	172 人	80,731 人
2017	2,849 人	23,423 人	100 人	71,993 人
2018	2,233 人	21,916 人	34 人	65,603 人
2019（見込）	1,879 人	19,620 人	43 人	58,700 人
2020（計画）	1,675 人	18,460 人	50 人	52,200 人
前年比	△ 204 人	△ 1,160 人	7 人	△ 6,500 人

【別表2】2020年度 日本連合主催全国大会等

(1)	文部科学大臣杯 第36回 全日本ゲートボール選手権大会	スポーツ振興基金助成 申請中	
	大分県大分市	2020年10月10日（土）・11日（日）	48チーム
(2)	第35回 全国選抜ゲートボール大会	日本財団助成事業	
	山梨県甲府市	2020年5月21日（木）・22日（金）	96チーム
(3)	内閣総理大臣杯 第37回 全日本世代交流ゲートボール大会	日本財団助成事業	
	島根県出雲市	2020年9月12日（土）・13日（日）	48チーム
(4)	第25回 全国ジュニアゲートボール大会	日本財団助成事業	
	埼玉県熊谷市	2020年8月22日（土）・23日（日）	144チーム
(5)	第20回 全国社会人ゲートボール大会		
		※ 隔年開催により2020年度は開催せず	
(6)	第9回 全国高等学校ゲートボール選手権大会 * 3人制（リレーションー3）による実施	スポーツ安全協会助成事業	
	滋賀県近江八幡市	2020年12月12日（土）	14校
(7)	第75回 国民体育大会〔公開競技〕 燃ゆる感動かごしま国体	-----	
	鹿児島県指宿市	2020年9月26日（土）・27日（日）	32チーム

<国際大会>

(8)	第8回 アジアゲートボール選手権大会	日本財団助成 申請中	
	中華人民共和国	2020年11月中旬	
アジア連合加盟団体およびアジア地域の普及国・地域から選ばれた64チーム			

*新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により開催延期の可能性あり。

【別表3】スポーツ団体ガバナンスコード（NF向け）の規定一覧

<p>原則01「組織運営等に関する基本計画の策定と公表」</p> <p>(1) 組織運営に関する中長期基本計画の策定と公表 (2) 組織運営の強化に関する人材の採用・育成に関する計画の策定と公表 (3) 財務の健全性確保に関する計画の策定と公表</p>
<p>原則02「適切な組織運営を確保するための役員等の体制の整備」</p> <p>(1) 組織の役員および評議員の構成等における多様性の確保（外部・女性等） (2) 理事会規模の適正化と、実効性の確保 (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みの設置 (4) 独立した諮問委員会としての役員候補者選考委員会の設置と、構成員への有識者の配置</p>
<p>原則03「組織運営等に必要な規程の整備」</p> <p>(1) NFおよびその役職員、その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程の整備 (2) その他組織運営に必要な規程の整備 (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程、その他選手の権利保護に関する規程の整備 (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程の整備</p>
<p>原則04「コンプライアンス委員会の設置」</p> <p>(1) コンプライアンス委員会の設置と運営 (2) コンプライアンス委員会の構成員への有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）の配備</p>
<p>原則05「コンプライアンス強化のための教育」</p> <p>(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育の実施 (2) 選手、指導者、および審判員向けのコンプライアンス教育の実施</p>
<p>原則06「法務・会計等の体制の構築」</p> <p>(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制の構築 (2) 財務・経理の適切な処理と、公正な会計原則の遵守 (3) 国庫補助金等の利用に関し、適切な使用のために求められる法令、ガイドライン等の遵守</p>
<p>原則07「適切な情報開示」</p> <p>(1) 法令に基づく財務情報等の開示 (2) 法令に基づく開示以外の情報の主体的な開示</p>
<p>原則08「利益相反への適切な管理」</p> <p>(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反の適切な管理 (2) 利益相反ポリシーの作成</p>
<p>原則09「通報制度の構築」</p> <p>(1) 通報制度の設置 (2) 通報制度における、有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心とした運用体制の整備</p>
<p>原則10「懲罰制度の構築」</p> <p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容および処分に至るまでの手続きの整備とその周知 (2) 処分審査を行う者に対する、中立性および専門性の確保</p>

<p>原則 11 「選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決への取組み」</p> <p>(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p> <p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>
<p>原則 12 「危機管理および不祥事対応体制の構築」</p> <p>(1) 有事のための危機管理体制の事前構築と、危機管理マニュアルの策定</p> <p>(2) 不祥事が発生した場合における、事実調査、原因究明、責任者の処分および再発防止策の提言について検討するための調査体制の速やかな構築</p> <p>(3) 危機管理および不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合における、当該調査委員会の、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心とした構成</p>
<p>原則 13 「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言および支援」</p> <p>(1) 加盟規程の整備等による地方組織等との間の権限関係の明確化とともに、地方組織等の組織運営および業務執行についての適切な指導、助言および支援</p> <p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援</p>

【別表 4】スポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）の規定一覧

<p>原則 01 「法令等に基づく適切な団体運営と事業運営」</p> <p>(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか</p> <p>(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか</p> <p>(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか</p> <p>(4) 適切な団体運営と事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか</p>
<p>原則 02 「組織運営に関する目指すべき基本方針の策定と公表」</p> <p>(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか</p>
<p>原則 03 「暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底」</p> <p>(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、またはコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか</p> <p>(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、またはコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか</p>
<p>原則 04 「公正かつ適切な会計処理」</p> <p>(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか</p> <p>(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか</p> <p>(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか</p>
<p>原則 05 「法令に基づく情報開示を適切に行うとともに組織運営に係る情報を積極的に開示することによる、組織運営の透明性の確保」</p> <p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか</p> <p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか</p>
<p>原則 06 「高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明および公表を行うべきである」</p>